

## 表彰規程

(根 拠)

第1条 本規程は、本会会員等の表彰について定めるものとする。

(基 準)

第2条 表彰者の選考基準は、ほぼ、次によるものとする。

(1)運営委員を2年以上つとめ、本会の運営・活動に尽力し、向上・発展に著しく寄付したものの。

(2)教育の振興に熱心で、本校の施設改善に資した功績が大なるものの。

(3)生徒の生活、安全、保健教育などに継続的な奉仕活動をしたものの。

(4)その他、前三項に準じ、役員会で表彰するに相当と認めたもの。

(手 順)

第3条 表彰者の選考は、役員で候補者を推薦し、運営委員会で決定する。

(方 法)

第4条 表彰は、会長名による表彰と、会長・校長の連名による感謝状の二種類とし、第2条の1項に該当するものは表彰状、第2条の2・3項に該当するものは感謝状を贈るものとする。

(時 期)

第5条 表彰は、当該会員等の退会または退会に準ずる際実施するものとして総会において行う。ただし、特に必要と認める場合は、臨時に行う事ができるものとする。

(保 存)

第6条 本会に表彰者を記録した表彰者台帳を備え、保存するものとする。

(附 則) 1 平成 17年 12月 19日 一部改定